

1 学年保護者様

下諏訪中学校 PTA 会長 本田 吉隆

新2学年 学級 PTA 開催について

向春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のことと存じます。また、日頃より下諏訪中学校 PTA 活動へのご理解やご協力をいただき感謝申し上げます。さて、新年度早々、下記のように新2学年の学級 PTA を開催いたします。ご多忙とは存じますが、皆様のご出席とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 日時 令和4年4月6日(水) 18:30～
- 会場 下諏訪中学校2学年各教室(南校舎3階、クラス替えした新2学年の各教室)
・生徒昇降口からお入りください(上履きをご持参ください)。
- 内容
・新担任挨拶、新学級保護者顔合わせ
・2・3年次の学級幹事の選出と役職決め
・家庭訪問の計画(幹事に選出された方は、学年代表や委員決りを美術室で行います)
- 連絡
・全員参加をお願いします。下の「出席確認とアンケート」は全員提出してください。
・「事情により、どうしても参加できない」という方は、下の「委任状」もご記入ください。
・2月28日以降に参加できなくなった場合は、学校(南波)に必ず電話連絡してください。
・「事情により、学級幹事はどうしてもできない」という方は、下の「選出免除願い」に理由を具体的に記入してください。(※提出された方のみ免除検討の対象になる)
・事前に右ページの「選出に関する申し合わせ」に目を通しておいてください。

下諏訪中学校 南波秀治 電話27-3000

キリトリ

<新2学年 PTA 学級幹事・学年役員選出についての出席確認・アンケート>

(全員2月28日(月)までに担任の先生にご提出ください)

保護者氏名 (印) (1年 部 番・生徒氏名)

- 出欠確認(現時点で4月6日の幹事選出に参加できるかどうか○印を付けてください)
< 出席 ・ 欠席 > 欠席の場合は委任状もご記入ください
- アンケート(新学級の状況によって「選出免除」になる場合もありますので、正確にご記入ください)
 - 「この生徒が小学校～中1で、学級幹事・PTA 三役・中学理事をしたことがありますか」
< はい(年 のとき: 役職) ・ いいえ >
 - 「この生徒の兄姉のとき、中学校 PTA 三役・理事をしたことがありますか」
< はい(さんが 年 のとき: 役職) ・ いいえ >
 - 「新年度、この生徒や弟妹で小中学校の学級幹事・PTA 三役・理事になることが決まっていますか」
< はい(年 の さん: 役職) ・ いいえ >

<新2学年 PTA 学級幹事・学年役員選出 委任状> (参加される方は記入不要)

私は、令和4年4月6日(水)に開催される学級幹事・学年役員選出に出席できないため、全権を役員に委任し、その決定事項に従います。

保護者氏名 (印)

※「委任状」や「欠席」は「選出免除」にはなりません。代行抽選で幹事や委員長になる可能性があります。

<選出免除願い> 私は、下記の事情により、どうしても幹事をする事ができませんので、選出の免除をお願いいたします。(理由により、免除にならない場合もありますので、できるだけ詳しくご記入ください。個人情報、事前に免除になるかどうか検討する際のみを使用し、公表したりすることは一切ありません。)

保護者氏名 (印)

※免除対象については上記に記入した事項で判断します。特に役職について、後日の申し出は

一切受け付けませんので、慎重に記入してください。

＜2・3年次の学級幹事・学年役員選出に関する申し合わせ＞

1. 選出期日、内容、進行担当

- ・2学年は、入学式の夜、2・3年次の正副幹事を各学級計6名、および2・3年次それぞれの学年代表や委員を選出する。進行は、1年次の正副学級幹事が担当する。

2. 幹事の役割と担当委員会

学級幹事	担当委員会	学年代表や委員の選出
1. 正幹事1名	学年学級委員会	各学級の正幹事の中から学年代表1名を選出する ・1・2学年代表は学年学級副委員長（理事）となる ・3学年代表は学年学級委員長（理事）となる
2. 副幹事1名	母親委員会	各学級の母親委員の中から学年代表1名を選出する ・1・2学年代表は母親副委員長（理事）となる ・3学年代表は母親委員長（理事）となる
3. 副幹事1名	文化委員会 厚生委員会 教育問題研究委員会	学年ごと左表の3つの委員会に分かれて委員となる（理事ではない）。

- ・選出は、まず、学級ごと教室に集まり、2・3年次の幹事3名ずつ計6名を選出し、学年ごとに上表の役職＜正幹事1名、副幹事（母親委員）1名、副幹事1名（3つのどれかの委員になる方）＞を決める。
- ・各学級の幹事および役職が決まったら、幹事は別室に集合し、各学年の役職ごとに集まって、学年代表や委員を選出する。いずれも基本は「話し合い」で決め、決まらない場合はクジ引き等の抽選で決める。
- ・3年次の役職を決める際、「卒業式の保護者代表挨拶をする方」も同時に決めておく。「保護者代表挨拶者」は、3学年代表（学年学級委員長）や母親委員長とは別の方とし、3年次正副幹事の中から選出する。

3. 「選出免除者」

- ・基本的には、生徒が在籍し、PTA 会員である以上、その生徒が小1～中3の9年間に少なくとも一回は役職（学級学年幹事、PTA 三役、理事）に就き、協力・奉仕するのが保護者としての責任であると考え。しかし、下記の事例のように、保護者本人や家庭の事情で、どうしてもできないという場合は「選出免除者」とする。ただし、事前に「選出免除願い」を提出してもらい、春休み中に学校と役員で十分検討した上で「免除者」を決定する。その結果は、申し出のあった方に事前に伝え、了解を得る。

＜選出免除者になる事例＞

- ・両親共に日本語によるコミュニケーションがとりにくい。
- ・母子または父子家庭で、経済的に苦しく、毎晩遅くまで仕事をしている。（原則はただ「母子または父子家庭」ということや「仕事が忙しい」という理由だけでは免除にならない）
- ・家族の介護が大変で夜間や長時間家を空けることができない。（両親のどちらかが活動可能であれば免除にならない。また、被介護者の様態によって免除になるかどうか検討する）
- ・その他、その保護者や家庭の状況を具体的に把握し、「幹事としての活動が不可能である」と判断した場合のみ「選出免除者」とする。

4. 「選出対象者」と「優先順位による免除者」（基本的に「この生徒のとき」を優先して免除する）

- ・基本的に、「その学級の全保護者（家庭数）」－「免除者」＝「選出対象者」である。しかし、その学級の状況（選出対象者の数）により、以下の方は「優先順位による免除者」となる。

＜優先順位1＞ ①「この生徒が小学校～中1で、学級幹事・PTA 三役・中学理事をしたことがある方」

- ・「選出対象者」－「①の方」＝6人以上の場合、「①の方」も「選出免除」とする。
- ・6人以下の場合は、満たない数だけ「①の方」からも選出する

＜優先順位2＞ ②「この生徒の兄姉のとき、中学校PTA 三役・理事をしたことがある」

- ・「①の方」「②の方」を引いても6人以上の場合、「②の方」も免除する。
- ・6人以下の場合は、満たない数だけ「②の方」からも選出する。

- ・③「新年度、この生徒や弟妹で、小中学校の学級幹事・PTA 三役・理事になることが決まっている方」は、「この生徒」の場合「優先順位1」とする（もし選ばれても中3）。「弟妹で小学校」の場合は「免除者」にはならないが、新年度は重複してしまうので、選出された場合は優先的に中3の幹事とする。
- ・上記「①の方」「②の方」「③の方」は、アンケートで事前に把握し、学級ごと名簿にまとめ、「免除者」「対象者」を明確にしておく。（※地区PTA 役員（副支部長や会計等）は考慮しない）
- ・「委任状」または、電話連絡による「欠席者」は「免除者」にはならない。「委任」はあくまで選出や決定権を委任することであり、委任しても幹事や学年代表になる可能性がある。